

糸島市外部評価 事業概要説明書

【糸島市長期総合計画の位置づけ】

| | | | |
|------|---------------------|----|----------------|
| 基本目標 | 5 みんなの力で進める協働のまちづくり | 政策 | (1)協働のまちづくりの推進 |
|------|---------------------|----|----------------|

【事業の内容について】

| | | | | |
|-------|---|-------|-----|-------|
| 事業名 | 行政区長費 | 担当部・課 | 企画部 | 地域振興課 |
| 根拠法令等 | 糸島市行政区設置規則 | 実施主体 | 糸島市 | |
| 開始年度 | 平成22年～(糸島市) | 実施方法 | 直営 | |
| 事業目的 | 行政区に行政区長を置き、市が委嘱した業務を遂行することによって、市民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図る。また、合わせて、行政区活動に対する支援を行うことによって、市民協働のまちづくりを推進する。 | | | |
| 事業内容 | 市内15校区に162行政区を設置 ①特別職の職員で非常勤の行政区長に委嘱した事務に関する事。 ②市が発行する文書の配布や行政情報の周知に関する事。 ③環境美化や敬老会など地域のコミュニケーションの振興に関する事。 | | | |
| 事業効果 | ●行政区長に事務を委嘱することで、地域と行政をつなぐパイプ役となり、苦情解消や課題解決を図れる。 ●行政区長を中心に環境美化活動、敬老会や子ども会活動、まつりや文化・体育行事、高齢者の見守り、防犯・防災などの地域(自治会)活動を支援することで、地域住民の連携が図れ、行政区の一体感が生まれる。 | | | |

【事業費について】

(単位：千円、人)

| | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | 計(事業費) | 従事職員数 | 概算人件費 | 合計(総コスト) |
|--------------|-------|-----|-----|---------|---------|-------|-------|----------|
| 平成23年度(決算) | | | | 173,345 | 173,345 | 1,000 | 8,500 | 181,845 |
| 平成24年度(決算) | | | | 176,645 | 176,645 | 1,000 | 8,500 | 185,145 |
| 平成25年度(当初予算) | | | | 178,692 | 178,692 | 1,000 | 8,500 | 187,192 |

※概算人件費は、市の平均人件費約8,500千円に、その事業に係る年間の職員数を乗じて算出。

| 事業費の内訳 (平成25年度) | 内容 | 金額(千円) |
|--------------------|-------------|---------|
| | 行政区長報酬 | 131,968 |
| | 行政情報推進費 | 19,150 |
| | 行政区長費用弁償 | 444 |
| | 消耗品費 | 30 |
| | 行政区まちづくり補助金 | 27,100 |

糸島市外部評価 事業概要説明書

【担当課による評価・分析】

| 成果指標名 | 単位 | 平成23年度(実績) | 平成24年度(実績) | 平成25年度(目標) |
|-------|----|------------|------------|------------|
| — | | | | |
| — | | | | |

| | |
|---------------|---|
| 平成24年度 の実績 | <p>1. 広報誌等の配付、回覧文書及び行政区長会を通じて行政情報を市民へ周知・伝達された。(市からの発送文書は月2回)</p> <p>2. 市民要望等(道路・水路整備、防犯灯の設置など)を取りまとめて市に伝達されている。</p> <p>3. 地域防災組織の中心的存在として防災活動が実施された。現在、161行政区で自主防災組織が設立。</p> <p>4. 各種委員会、ワークショップ等に住民と参加し、施策方針の決定に参画された。</p> <p>5. 行政区まちづくり補助金を活用されて、敬老会、環境美化、子ども会活動、まつり、体育行事などの地域(自治会)活動を実施された。</p> <p>6. 校区まちづくり推進事業、校区で取り組まれている福祉、青少年育成、人権・同和教育、防災訓練、通学路見守りなどの活動に参画された。</p> <p>●行政区長報酬 130,545,350円【①均等割(32,000円/月)②世帯割(150円/世帯・月)③上限額(年額200万円)と下限額(年額50万円)】</p> <p>●行政情報推進費 18,842,500円(1世帯当たり 500円/年)</p> <p>●行政区長費用弁償 424,000円(1日につき2,000円)【①行政区長会議(年1回)②校区代表者会議(年4回)】</p> <p>●行政区まちづくり補助金 26,813,500円【①均等割(50,000円/年)②世帯割(500円/世帯・年)】</p> |
| 現状の課題 | <p>●校区まちづくり推進事業、自主防災組織の活動など、行政区長に依頼している仕事が多忙となっている。</p> <p>●各行政区での主体的な取り組みが見られるようになった一方で地域コミュニティへの帰属意識の希薄化、地域での活動の担い手の不足・固定化が見られる。</p> |
| 今後の方針 | <p>●市職員が校区の行政区長会議に出席し、行政情報の連絡などを行うことで、情報の共有化を図る。また、地域で発生した問題の相談窓口になり、地域の課題解決を図る。</p> <p>●住民生活の身近な活動(自治活動)を支援し、住民の連携、行政区の一体感を図ることにより、共助の範囲を広げる。</p> <p>●複雑化・多様化する地域課題の解決には、従来の行政サービスだけでは限界があり、地域コミュニティと協働して取り組む必要がある。そのため、自治の基盤である自治会・町内会への加入促進や地域コミュニティを活性化させる活動に対し今後も支援を行う。</p> |
| 特記事項 | <p>高齢化社会が急速に進展していくことにより、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦だけの世帯が増加しているため、高齢者の見守りや災害時の援護など、地域における日常的な支え合いが今後ますます重要になっている。</p> |